様式第６号（第１７条）

会　　議　　録

会 議 の 名 称		２０２４年 第１１回 春日部市農業委員会総会		
開 催 日 時		令和６年１１月２６日（火）	開　会	午前 10 時 00 分
			閉　会	午前 11 時 41 分
開 催 場 所		春日部市役所本庁舎３階　２０１・２０２・２０３会議室		
議 長 氏 名		会長　市川　大倫		
出席者	農業委員	（　出席人数：１９人　）		
		１　川鍋　浩之	１０　岡田　實	
		２　飯島　優子	１１　新井　久義	
		３　齋藤　昭雄	１２　加藤　富夫	
		４　山﨑　勇喜	１３　池上　茂	
		５　中山　雅博	１４　森本　恒平	
		６　岡本　勉	１５　森住　武雄	
		７　石山　法男	１６　萩原　勝	
		８　石川　勝也	１７　伊藤　弘子	
		９　水口　健二	１８　石塚　郁志	
		（　欠席人数：なし　）		
	事務局	（　出席人数：３人　）		
		農業委員会事務局次長 溝口　通明		
		農地振興担当主幹 三浦　邦明	農地振興担当主査 金子　昌行	
	議事参与	（　出席人数：２人　）		
		農業振興課主幹 増田　博	開発調整課長 福井　聖士	
次第及び公開、一部公開、非公開の区分		日程１　農地法第３条（委員会）：公開 日程２　農地法第４条（知事）：公開 日程３　農地法第５条（知事）：公開 日程４　農地法第３条買受適格者証明（委員会）：公開 日程５　農地法第５条買受適格者証明（知事）：公開		

<table>
<tr><td></td><td colspan="2">日程６　租税特別措置法適格者証明：公開
日程７　春日部市農用地利用集積計画の決定について：公開
日程８　農地利用集積等促進計画（案）に関する意見について
：公開
日程９　春日部市農業委員会聴聞規則の一部改正について：公開</td></tr>
<tr><td>一部公開・非公開の場合はその理由</td><td colspan="2">□ 要綱第３条第１号該当：
□ 要綱第３条第２号該当：
□ 要綱第３条第３号該当：
□ 要綱第３条第４号該当：</td></tr>
<tr><td>配　布　資　料</td><td colspan="2">次第、総会資料</td></tr>
<tr><td rowspan="3">会議録の作成方法</td><td colspan="2">□　録音テープ等を使用した全文記録</td></tr>
<tr><td colspan="2">■　録音テープ等を使用した要点記録</td></tr>
<tr><td colspan="2">□　要点記録</td></tr>
<tr><td rowspan="4">会議録署名の指定</td><td>議席番号</td><td>委員氏名</td></tr>
<tr><td>２</td><td>飯島　優子</td></tr>
<tr><td>３</td><td>齋藤　昭雄</td></tr>
<tr><td>４</td><td>山﨑　勇喜</td></tr>
</table>

発　言　者	発言内容　・　決定事項
議長	ただ今から２０２４年第１１回総会を開会いたします。 在任委員１９名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第６条の規定により総会は成立いたします。 また、本日は議事参与者としまして、市長部局より環境経済部農業振興課、増田博主幹、都市整備部開発調整課、福井聖士課長が出席しております。
議長	次に、運営委員会について伊藤委員長より報告がございます。
委員長	本日午前９時００分から運営委員会を開催いたしました。会議内容ですが、議題として （１）春日部市農用地利用集積計画の決定について （２）農地利用集積等促進計画（案）に関する意見について （３）春日部市農業委員会聴聞規則の一部改正について （４）農委だより第４０号（案）について （５）第４９回春日部市農業祭への参加について（報告） 以上５項目についての協議と、その他、意見交換を行いました。
議長	ありがとうございました。
議長	本日の議題は、 日程１　議案第１号「農地法第３条（委員会）」１議案３件 日程２　議案第２号「農地法第４条（知事）」１議案２件 日程３　議案第３号「農地法第５条（知事）」１議案１１件 日程４　議案第４号「農地法第３条買受適格者証明（委員会）」 １議案２件 日程５　議案第５号「農地法第５条買受適格者証明（知事）」１議案２件 日程６　議案第６号「租税特別措置法適格者証明」　１議案３件 日程７　議案第７号「春日部市農用地利用集積計画の決定について」 １議案１件 日程８　議案第８号「農地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」　１議案１件 日程９　議案第９号「春日部市農業委員会聴聞規則の一部改正について」 １議案１件 合計９議案となります。
議長	次に、会議規則第３５条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号２番飯島優子委員、３番齋藤昭雄委員、４番山﨑勇

	喜委員を指名いたします。
議長	議事に入る前に申し上げます。会議規則第２５条の規定に基づき、発言の際は挙手のうえ、指名されてから起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。 次に、事前審査の日程及び事前審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては別紙一覧でお示しのとおりです。 次に、会議規則第１０条の「農業委員は自己または同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」に該当する議案がありますので、当該議案審議の際、一時退室をしていただきます。なお、次の議案審議に入る前には入室の確認をいたします。
議長	それでは議事にはいります。日程１、議案第１号「農地法第３条（委員会）」を議題といたします。申請番号４４番から４６番について事務局より説明を求めます。
事務局	議案書１頁をご覧ください。説明の前に議案書の訂正についてご説明いたします。議案書１頁の申請番号４６番の申請事由の欄でございますが、当初郵送した議案書では「経営規模の拡大」及び「経営規模の縮小」と記載しておりました。この申請事由は、正しくは「相続財産の清算」及び「相手方の申出による」でございます。開会前に事務局職員が議案書の訂正をさせていただきました。誤りが生じましたこと、お詫びいたします。 では、説明に戻ります。議案第１号「農地法第３条（委員会）」について許可申請が３件ありましたので審議を求めます。 はじめに、申請番号４４番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。この案件は、保有農地の一部に許可無く土砂が堆積し、以前より農地法違反地として報告されていること、また、その他の所有農地にも転用の許可なくコンクリートが敷かれており、農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていないことから、今後の改善の意思及び状況等の確認を行い、その結果を元に審議を再開するのが望ましいと継続審議となった案件です。その後、事務局が代理人に確認したところでは、改善の意思はあるものの具体的な時期は見通せない、とのことでした。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は１頁、詳細図は２頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは露地野菜を作付ける計画です。 次に、農地法第３条調査書１頁をご覧ください。調査の結果、保有農地の一部に農地法違反地があることから、農地法第３条第２項１号に該当することとなります。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。 次に、申請番号４５番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は３頁、詳細図は４頁となります。スクリーン

	をご覧ください。申請地となります。ここでは麦を作付ける計画です。次に農地法第３条調査書２頁をご覧ください。調査の結果、農地所有適格法人の要件を満たしていることを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。 　次に、申請番号４６番、詳細は議案書のとおり。申請理由は相手方の申出によるものです。案内図は５頁、詳細図は６頁となります。スクリーンをご覧ください。ここではサツマイモを作付ける計画です。次に農地法第３条調査書３頁をご覧ください。書類調査の結果ですが、申請人は本年８月に実施した令和６年度農業経営及び農地利用状況に関する調査の「現在の経営状況及び経営実態」を問う欄で「農地を貸しており、耕作していない」と回答しております。また「農機具所有状況」を問う欄も記入がありません。このことから、農地法第３条第２項第１号の「全部効率利用の要件」及び同条同項第４号の「農作業常時従事の要件」に該当しないと考えます。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。
議長	おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。 （なしの声あり）
議長	異議なしと認めます。はじめに、申請番号４５番について担当地区の金子正之推進委員より意見を求めます。
推進委員	第４地区推進委員の金子正之です。申請番号４５番について報告いたします。令和６年１１月１２日に、伊藤職務代理、岡本農業委員、石山農業委員、森住農業委員、横井推進委員、上原推進委員、齋藤推進委員及び私の８名で申請地の現地調査等を実施したところ、農地は全体的に雑草が繁茂し、農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できませんでした。以上のことから問題あり、と意見を述べ、報告といたします。
議長	次に、申請番号４６番について担当地区の濱野國雄推進委員より意見を求めます。
推進委員	第１地区推進委員の濱野國雄です。申請番号４６番について報告いたします。令和６年１１月７日に、石塚農業委員、遠藤推進委員及び私の３名で申請地及び申請人保有農地の現地調査等を実施しました。申請地は大矢川用水と譲受人の所有農地に挟まれた細長い農地で、譲受人農地以外には接していない農地のため、譲受人に保有・管理してもらい、耕作あるいは農地の管理

	をしていただきたい、と地区担当委員全員が考えております。なお、他の保有農地は農業法人に賃借しており、畑として利用する予定とのことです。以上のことから、農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたので問題なし、と意見を述べ、報告といたします。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号１８番石塚郁志委員より、申請番号４４番から４６番について事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号１８番石塚郁志です。はじめに、申請番号４４番について事前審査の報告をします。本案件は２０２４年第１０回総会からの継続審議案件です。事務局からの説明にもありましたとおり、土砂が堆積している農地法違反地、コンクリートが敷かれた農地については改善の意思があるものの、その時期は依然として見通せない、とのことでした。農地法第２条の２で定められた農地の適正かつ効率的な利用ができるような改善が速やかに行われないのであれば、今後も審議を継続する必要は無いもの、と考えます。以上のことから、事前審査委員４人の合議により不許可、と決しました。 次に、申請番号４５番について事前審査の報告をします。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、申請地については全体的に雑草が繁茂し問題あり、と報告がありました。しかしながら譲渡人は農機具も所有せず、耕作を続ける見込みがないこと、一方、譲受人は農地所有適格法人であり、不耕作地を農地として作付等の利用が見込めるものです。以上のことから事前審査委員４人の合議により許可、とすることと決しました。 次に、申請番号４６番について事前審査の報告をします。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、申請地については雑草が繁茂し問題あり、と報告がありました。また事務局の説明にもありましたとおり、譲受人は農地法第３条第２項第１号の「全部効率利用の要件」及び同条同項第４号の「農作業常時従事の要件」に該当しないものと考えます。しかしながら、事前審査において譲渡人が相続財産清算人であることから何か事情があるもの、という意見があったことから、事前審査終了後、事務局が譲渡人に事情を確認したところ、理由書の提出がありました。理由書の内容でございますが、申請地が狭く細長い形状であり、譲受人の所有農地と用水路に囲まれており未接道地であること、譲受人は周囲の所有農地を農業法人に貸し付けていることから一体化して管理・耕作をしてもらうことが望ましいこと、今回の申請地は所有者が死亡しており、相続財産清算人が管理を行うことは難しく、相続者がいないため速やかに換価手続きを行い、その代金を国庫に帰属する必要があること、などの理由が記載されておりました。このようなことから、農地法第３条の許可に必要な要件は満たせない

	ものの、譲渡人の都合を考慮すると農地をこのまま放置することは引き続き遊休農地となるため、地域にとって望ましいことではないと考えております。以上のことから、様々な事情を鑑み、事前審査委員４人の合議により許可、と決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 （質問、意見なし）
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。 おはかりいたします。申請番号４４番について事前審査委員より不許可、との報告がありました。次に、申請番号４５番、４６番について事前審査委員より許可、との報告がありました。よって、申請番号４４番と申請番号４５番、４６番を別々に審議することに異議ございませんか。 （なしの声あり）
議長	異議なしと認め、採決にはいります。はじめに、申請番号４４番を事前審査委員の報告のとおり不許可、とすることに賛成の委員の起立を求めます。 （全員起立）
議長	起立全員です。よって、議案第１号「農地法第３条（委員会）」申請番号４４番を事前審査委員の報告のとおり不許可、と決定しました。
議長	次に、申請番号４５番、４６番を事前審査委員の報告のとおり許可、とすることに、賛成の委員の起立を求めます。 （全員起立）
議長	起立全員です。よって、議案第１号「農地法第３条（委員会）」申請番号４５番、４６番を事前審査委員の報告のとおり許可、と決定しました。
議長	次に、日程２、議案第２号「農地法第４条（知事）」を議題といたします。申請番号６番、７番について事務局より説明を求めます。
事務局	議案書２頁をご覧ください。議案第２号「農地法第４条（知事）について」許可申請が２件ありましたので、審議を求めます。 はじめに、申請番号６番、詳細は議案書のとおり。申請理由は道路の追認

	です。昭和４２年１２月４日付けで農地法第４条の転用許可を受け、昭和４４年９月１１日付けで道路位置指定を受けた申請地の公図と、申請当時の位置指定に錯誤があったことが判明したため、追認を求めるものです。案内図７頁、詳細図８頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されております。農地からの転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されております。資金計画については工事不要のため、ありません。申請書は整い、農地区分は申請地周辺は集団的農地が１０ヘクタール未満であり、第２種農地と考えます。 　次に、申請番号７番、詳細は議案書のとおり。申請理由は農業用施設の増設です。業務の拡大に伴い既存の施設が手狭となり、保有する農機具などの一部を露天で保管しているため、盗難被害に合わないようにすること、また、既存の施設周辺の住宅地化が進み、乾燥・精米作業時に発生する粉塵被害への苦情が発生していることから、既存施設は農機具等の保管場所とし、乾燥・精米作業所と穀物倉庫を合わせた農業用施設を居住施設の少ない申請地に新設するため、転用申請されたものです。案内図は９頁、詳細図は１０頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの用途変更については令和６年１０月１０日付で変更公告済です。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されております。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は砂利敷きのため敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は申請地周辺は農振農用地です。
議長	次に、申請番号６番について担当地区の朝倉廣司推進委員より意見を求めます。
推進委員	第１地区推進委員の朝倉廣司です。申請番号６番について報告いたします。令和６年１１月７日に山﨑農業委員、飯島農業委員及び私の３名で保有農地の現地調査等を実施したところ、全て問題は無く、農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。
議長	次に、申請番号７番について担当地区の関根栄推進委員より意見を求めます。
推進委員	第２地区推進委員の関根栄です。申請番号７番について報告いたします。令和６年１１月８日に石川農業委員、岩本推進委員及び私の３名で申請地及

	び担当地区内の保有農地の現地調査等を実施したところ、全て問題は無く、農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。次に、他地区に保有する農地の状況ですが、担当地区推進委員からの報告によれば農地の一部が宅地の敷地となっており、農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できなかった、とのことです。以上のことから問題あり、と意見を述べ、報告といたします。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号１８番石塚郁志委員より申請番号６番、７番の事前審査の報告を求めます。
推進委員	議席番号１８番石塚郁志です。はじめに、申請番号６番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、との報告を受けました。次に、申請地の現地調査を実施したところ、問題はありませんでした。申請についても問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。以上のことから、事前審査委員４人の合議により許可相当、とすることと決しました。 次に、申請番号７番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、保有農地の一部に宅地として利用されている農地があり、農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的か利用が確保されていない、との報告を受けました。この保有農地は申請者世帯が居住する住宅の玄関通路部分３１㎡で、農地のままであり、転用の履歴はありませんでした。この農地の登記簿上の所有者は申請人の母の名義です。申請者に確認すると、敷地内の農地は昭和４４年以前から出入り口として利用してきており、植えられている庭木も当時と同じ位置にあるとのことです。以上のことから、事前審査委員４人での協議では農地を農地以外に利用していることから不許可相当、とした上で、事務局は速やかに県農林振興センターと追認の協議をするべきとの意見に決しました。その後、事務局が県農林振興センターと追認について協議したところ「農地法第４条許可申請については申請人の所有農地に違反が無いかが問われるが、今回の場合は申請人の母が所有する農地の違反であり、今回の申請人の農地法第４条許可申請に影響を及ぼすものではないと解釈される。一方、申請人の母が所有する農地については、早急に追認申請の是正手続きを図られたい」とのことでした。このように県農林センターの見解が得られたこと、また、申請人保有農地については違反が無いこと、以上のことが確認されたことから、農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的か利用が確保されていると判

	断しております。次に、申請地の現地調査を実施したところ、問題はありませんでした。申請についても問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。以上のことから事前審査委員４人の合議により許可相当、とすることと決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手を願います。 （質問、意見なし）
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号６番、７番を事前審査委員の報告のとおり許可相当、とすることに賛成の委員の起立を求めます。 （全員起立）
議長	起立全員です。よって、議案第２号「農地法第４条（知事)」申請番号６番、７番を事前審査委員の報告のとおり許可相当、と意見を付して県知事に送付いたします。
議長	次に、日程３、議案第３号「農地法第５条（知事)」を議題といたします。申請番号５０番から６０番について事務局より説明を求めます。
事務局	議案書３頁をご覧ください。議案第３号「農地法第５条（知事)」について許可申請が１１件ありましたので審議を求めます。 はじめに、申請番号５０番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は非農地に建築する自己用住宅の生活排水管埋設のための一時転用です。排水管が農地を通って埋設されるため、農地の一時転用として許可申請されたものです。案内図は１１頁、詳細図は１２頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されております。農地の一時転用にかかる工事期間は許可日から令和７年４月２５日までです。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設水路に放流する計画で、該当する土地改良区発行の排水同意書が添付されています。資金計画については金融機関からの融資で、住宅ローン事前審査結果が添付されています。申請書は整い、農地区分は申請地周辺は農振農用地です。 次に、申請番号５１番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。この案件は２０２４年第９回総会で審議し、２０２４年１０月に事業計画内容変更承認を受けた案件です。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は１３

	頁、詳細図は１４頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については令和５年１月１３日付け自己専用住宅で公告済です。接続道路は、北側の道路に接続しています。被害防除措置としてＬ字擁壁を設置しています。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝へ放流する計画です。資金計画については金融機関からの融資で住宅ローン事前審査結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は申請地周辺は農振農用地です。 　次に議案書３頁から７頁、申請番号５２番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は農地改良工事で、申請地は地盤が軟弱で農作業が難しいため、農地改良を行い、畑とする計画とのことです。工事内容は現在の表土を耕作土として使用するため、建設残土を搬入したあと、表土を埋め戻す客土Ｃの方法で行うとのことです。案内図は１５頁、詳細図は１６頁から２１頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。農地改良後は麦を作付ける計画で、農地所有者と耕作者の間で利用権の申請を行っているところです。工事期間は許可日から９か月間です。農用地からの一時転用については適合証明書が添付されています。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は申請地周辺は農振農用地です。また、申請面積が３０アール以上のため、農地法第５条第３項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」に意見を求めます。 　次に、議案書７頁、申請番号５３番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請法人は土木工事業を営んでおり、転用計画は資材置き場の設置です。現在使用している市内永沼の資材置き場は、２０２２年１２月総会で審議され、２０２３年２月１４日に許可を受けたものですが、作業スペースが手狭なため、隣接する非農地４５１．０４㎡と併せて、新たに資材置き場を新設する計画です。申請地には建築資材、砕石、残土を置き、今までの資材置き場は継続して使用するとのことです。案内図は２３頁、詳細図は２４頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は砂利敷きのため、敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は申請地周辺は集団的農地が１０ヘクタール未満であり、第２種農地と考えます。 　次に、申請番号５４番、賃貸借権設定。詳細は議案書のとおり。申請法人は自動車の販売業を営んでおり、転用計画は資材置き場の設置です。現在、市内豊町にある本社と金崎にある資材置き場に販売用の中古車を置いてい

	ますが、手狭で大量に仕入れができないため、新たに資材置き場を新設する計画です。申請地には中古車３５台分を置く計画です。案内図は２５頁、詳細図は２６頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。被害防除措置として畔と単管パイプ柵を設置します。雨水は砂利敷きのため、敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は申請地周辺は集団的農地が１０ヘクタール未満であり、第２種農地と考えます。 次に、議案書８頁、申請番号５５番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請法人はテント倉庫建設、土木建設業を営んでおり、転用計画は従業員用駐車場の設置です。今までは従業員用駐車場がありませんでしたが、従業員の福利厚生のため、希望する従業員２５台分の駐車場を設置する計画です。案内図は２７頁、詳細図は２８頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は砂利敷きのため、敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金で金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は申請地周辺は集団的農地が１０ヘクタール未満であり、第２種農地と考えます。 次に、申請番号５６番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は２９頁、詳細図は３０頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は下水本管に区域外放流する計画で、市の制限行為許可書が添付されております。資金計画については金融機関からの融資で、住宅ローン事前審査結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は街区の面積に占める宅地化率４０％の区域内になる農地であり、第３種農地と考えます。 次に、申請番号５７番、賃貸借権設定。詳細は議案書のとおり。申請法人は不動産の賃貸借等を営んでおり、転用計画は近傍のショッピングセンターの従業員用駐車場の設置です。現在、申請地の隣接地を借受し、近傍のショッピングセンターの従業員用駐車場９０台分として貸出していましたが、令和７年１月に所有者に返却することとなったため、新たに４５台分の駐車場を設置する計画です。なお、不足分については引き続き利用可能な場所を探

	している、とのことです。案内図は３１頁、詳細図は３２頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は砂利敷きのため敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は申請地周辺は集団的農地が１０ヘクタール未満であり、第２種農地と考えます。 次に、申請番号５８番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は３３頁、詳細図は３４頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は下水本管に区域外放流する計画で、市の制限行為許可書が添付されています。資金計画については金融機関からの融資で、住宅ローン事前審査結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は申請地周辺は街区の面積に占める宅地化率４０％の区域内になる農地であり、第３種農地と考えます。 次に、議案書９頁、申請番号５９番、賃貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は３５頁、詳細図は３６頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農地パトロールの際、地区担当委員が現地を確認したところ、土留めがあった、と報告があったので、その後、事務局職員が現地調査を行ったところ、新しい土留めがありました。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に排水する計画です。資金計画については、親族からの融資で、金融機関発行の残高証明書及び融資者の融資証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は申請地周辺は集団的農地が１０ヘクタール未満であり、第２種農地と考えます。 次に、申請番号６０番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は３７頁、詳細図は３８頁となります。

	現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。該当する土地改良区はありません。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理で、オーバーフロー分は既設道路側溝に排水する計画です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に排水する計画です。資金計画については、自己資金と法人からの融資で、金融機関発行の残高証明書と融資者の融資証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は申請地周辺は集団的農地が１０ヘクタール未満であり、第２種農地と考えます。
議長	次に、申請番号５０番について、担当地区の濱野國雄推進委員より意見を求めます。
推進委員	第１地区推進委員の濱野國雄です。申請番号５０番について報告いたします。調査日時等は、議案第１号、農地法第３条、申請番号４６番の報告の際、申し上げたとおりです。申請地及び申請人保有農地の現地調査等を実施いたしたところ、申請地は草も無く綺麗に管理されておりました。保有農地には柿や葡萄などの果樹が植えられ、畑作が行われているなど問題は無く、農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。
議長	次に、申請番号５２番について、担当地区の金子正之推進委員より意見を求めます。
推進委員	第４地区推進委員の金子正之です。申請番号５２番について報告いたします。令和６年１１月１２日に伊藤職務代理、岡本農業委員、石山農業委員、森住農業委員、横井推進委員、上原推進委員及び私の７名で申請地の現地調査等を実施したところ、農地は全体的に雑草が繁茂し、農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できませんでした。以上のことから問題あり、と意見を述べ、報告といたします。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号１８番石塚郁志委員より申請番号５０番から５２番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号１８番石塚郁志です。はじめに、申請番号５０番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地

	及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、との報告を受けました。申請地の現地調査を実施したところ、問題はありませんでした。申請についても問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。以上のことから、事前審査委員４人の合議により許可相当、とすることと決しました。 次に、申請番号５１番について事前審査の報告をします。申請地の現地調査を実施したところ、問題はありませんでした。申請についても問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。以上のことから、事前審査委員４人の合議により許可相当、とすることと決しました。 次に、申請番号５２番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、雑草が繁茂し、農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されておらず問題あり、との報告を受けました。しかしながら、今回の申請地は法人が利用権を設定予定であり、不耕作地を農地として活用が見込めると考えております。以上のことから、事前審査委員４人の合議により許可相当、とすることと決しました。なお、補足の報告として２０２２年第１０回総会の案件について、春日部農林振興センターに対し、このような事例の不耕作地についての取扱いを確認したところ「保有農地に不耕作地がある場合でも、農地改良後、耕作予定者により、農地として作付等の利用が見込める場合は、許可と考えられる可能性がある」との見解があったことを申し添えます。
議長	次に、議席番号１番川鍋浩之委員より申請番号５３番から６０番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号１番川鍋浩之です。はじめに、申請番号５３番から５８番について、一括して事前審査の報告をします。申請地の現地調査を実施したところ、いずれも問題はありませんでした。申請についても問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。以上のことから事前審査委員４人の合議により許可相当、とすることと決しました。 次に申請番号５９番について事前審査の報告をします。申請地の現地調査を実施したところ、担当地区委員の農地パトロールの結果及び事務局の説明のとおり、新しい土留めがありました。事務局が代理人に確認したところ、申請地は隣接地よりも高いので以前より譲渡人が被害防除として土留めの設置を考えていた、とのことでした。このことについて、事務局が県と協議した結果、土留めの設置についての理由書を添付させてほしい、とのことでしたので、その旨を代理人に連絡したとのことですが、本日現在、理由書の提出がありません。申請については問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無い

	と思われます。以上のことから、埼玉県の審査にあたっては、土留め設置の理由を精査することを条件とし、事前審査委員４人の合議により許可相当、とすることと決しました。 　次に、申請番号６０番について事前審査の報告をします。申請地の現地調査を実施したところ、問題はありませんでした。申請についても問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。以上のことから、事前審査委員４人の合議により許可相当、とすることと決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 （質問、意見なし）
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。おはかりいたします。はじめに、申請番号５９番について、事前審査委員より許可相当とし、条件を付する必要がある、と報告がありました。 　次に、申請番号５０番から５８番及び６０番について、事前審査委員より許可相当、と報告がありました。よって、はじめに申請番号５９番、次に申請番号５０番から５８番及び６０番を別々に審議することに異議ございませんか。 （なしの声あり）
議長	異議なしと認めます。採決にはいります。はじめに、申請番号５９番を許可相当とし、ただし事前審査委員の報告のとおり、意見書に条件を付することに賛成の委員の起立を求めます。 （全員起立）
議長	起立全員です。よって、議案第３号「農地法第５条（知事)」申請番号５９番を許可相当、とし、ただし意見書に条件を付して県知事に送付いたします。 　次に、申請番号５０番から５８番及び６０番を事前審査委員の報告のとおり許可相当、とすることに賛成の委員の起立を求めます。 （全員起立）
議長	起立全員です。よって、議案第３号「農地法第５条（知事)」申請番号５０番から５８番及び６０番を事前審査委員の報告のとおり許可相当、と意見を付して県知事に送付いたします。また、申請番号５２番については農地法

	第５条第３項の規定に基づき、農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」の意見を付した上で県知事に送付いたします。
議長	次に、日程４、議案第４号「農地法第３条買受適格者証明（委員会)」を議題といたします。申請番号１番、２番について事務局より説明を求めます。
事務局	議案書の１０頁をご覧ください。議案第４号「農地法第３条買受適格者証明（委員会)」について証明願が２件あったので、審議を求めます。 対象農地はさいたま地方裁判所越谷支部の競売予定地です。買受適格者証明を受けた方のみが入札に参加でき、落札した場合は農地法第３条の許可申請が必要になります。このため、本案件につきましては適格者証明の申請人が農地法第３条の許可条件を満たしているか審査するものです。 はじめに、申請番号１番、詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。競売中の農地を入札するため、買受適格者であることを証明するものです。案内図は３９頁、詳細図は４０頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは長ネギを作付ける計画です。次に農地法第３条調査書４頁をご覧ください。譲受人の居住地はさいたま市岩槻区ですが、保有農地はさいたま市と茨城県境町にあります。保有農地の状況について、さいたま市農地調整課と境町農業委員会に事務局が確認したところ、申請人は保有農地の耕作を行っている、とのことでした。書類調査の結果、農地法第３条第２項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。 次に、申請番号２番、詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。競売中の農地を入札するため、買受適格者であることを証明するものです。案内図は３９頁、詳細図は４０頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは１年目はトマト、２年目はダイコン、３年目はネギを作付ける計画です。次に農地法第３条調査書５頁をご覧ください。担当地区委員の農地パトロールの結果、保有農地の一部に不耕作地があったことから、農地法第３条第２項１号に該当することとなります。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。
議長	次に、申請番号１番、２番について、担当地区の横川浩之推進委員より意見を求めます。
推進委員	第３地区推進委員の横川浩之です。申請番号１番、２番について報告いたします。令和６年１１月１１日に水口農業委員、岡田農業委員、石井推進委員及び私の４名で申請地の現地調査等を実施したところ、申請地は全体的に雑草が繁茂し、低木も生え、祠が建っており、農地としてはしばらく耕作されていない様子でした。祠については後日事務局に確認したところ「裁判所

	からの照会に基づき、事務局職員が現地調査を行い、祠とその通路を確認したので、県に伺ったところ、県からは『原状回復命令を発出する予定はない』との回答を得ている」とのことでした。次に、保有農地の状況でございますが、申請番号１番の申請人は市内に農地を保有しておりません。 　次に、申請番号２番の申請人が他地区に保有する農地の状況ですが、担当地区推進委員からの報告によれば、農地の一部に雑草が繁茂するなど不耕作地があった、とのことでした。事務局が代理人に確認したところ、保有農地については　全て雑草を刈る、とのことでしたが、１１月１９日火曜日に事務局職員が現地を確認したところ、申請人の自宅の前の保有農地には雑草が繁茂していたとのことです。このことから、農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できないため問題あり、と意見を述べ、報告といたします。
議長	次に、議席番号２番 飯島優子委員より申請番号１番、２番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号２番飯島優子です。はじめに申請番号１番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ、申請地は全体的に雑草が繁茂し、低木も生え、祠が建っており、農地としてはしばらく耕作されていない様子とのことでした。祠については、県は原状回復命令を発出する予定はない、との報告も受けております。事務局からの説明のとおり、申請人は他市町で農業経営を行っており、農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できております。以上のことから当該申請については事前審査委員４人の合議により証明する、ことと決しました。 　次に、申請番号２番について事前事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。現地の状況は先ほどの申請番号１番と同じですので省略します。申請人が保有する農地の状況ですが、担当地区推進委員からの報告によれば、農地の一部に雑草が繁茂するなど不耕作地があった、とのことでした。事務局が代理人に確認したところ、当初は保有農地の雑草については対応する、とのことでしたが、１１月１９日火曜日に事務局職員が現地を確認したところ、申請人の自宅の前の保有農地には雑草が繁茂し、不耕作の状態だったとのことです。このことから、農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できませんでした。以上のことから当該申請については事前審査委員４人の合議により証明しない、ことと決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

委員	はい、議長。
議長	岡田委員、発言を許します。
委員	議席番号１０番、岡田實です。申請番号２番についてですが、私も農地パトロールの際に申請地を確認しております。保有農地についても雑草が繁茂している状況、と伺いました。事務局から提供のあった申請人の農家台帳を確認すると、耕作地を約２町１反所有していますが、実際に、申請地に通作できるのかどうか心配されます。先ほどの報告では、申請人はトマトなどを作付ける計画とのことですが、現地は耕作を開始するには時間がかかると思われます。申請理由は経営規模の拡大のため、ということですが、自作地の状況の報告を聞くと懸念が残ります。このようなことから、どのような意図を持って競売に参加するのか確認したいと考えております。
議長	事務局、答弁をお願いします。
事務局	はい、議長。先ほどの岡田委員からのご質問にお答えいたします。この申請は、競売に参加し、落札できた際は農地法第３条許可申請により取得することとなるため、今回の審査では農地法第３条許可申請の審査時と同じ基準で審議いただきたいと考えております。申請者の保有農地は、推進委員及び事前審査委員の報告のとおり、全てが耕作されておらず、さらに経営を拡大したいということは難しいもの、と考えております。申請地への通作につきましても、先ほど申し上げたとおり、農地法第３条許可の基準に沿ってご審議いただきたいと考えております。
委員	はい、議長。
議長	岡田委員、発言を許します。
委員	先ほどの事務局の説明のとおり、農地法第２条の２で定められているとおり、保有農地を全て利用した上での経営規模の拡大であり、雑草が繁茂するような状態で経営規模を拡大したい、というのはおかしいことだと考えております。まずは申請者自身が保有する農地を全て耕作した上で、申請すべきだと考えております。
議長	ほかに、発言のある方は挙手願います。 （質問、意見なし）

議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。おはかりいたします。はじめに、申請番号２番について事前審査委員より証明しない、と報告がありました。次に、申請番号１番について事前審査委員より証明する、と報告がありました。よって、はじめに申請番号２番、次に申請番号１番を別々に審議することに異議ございませんか。 （なしの声あり）
議長	異議なしと認めます。採決にはいります。申請番号２番を事前審査委員の報告のとおり証明しない、とすることに、賛成の委員の起立を求めます。 （全員起立）
議長	起立全員です。よって、議案第４号、農地法第３条買受適格者証明（委員会）申請番号２番を事前審査委員の報告のとおり証明しない、ことと決定しました。
議長	次に、申請番号１番を事前審査委員の報告のとおり証明することに、賛成の委員の起立を求めます。 （全員起立）
議長	起立全員です。よって、議案第４号、農地法第３条買受適格者証明（委員会)」申請番号１番を事前審査委員の報告のとおり証明する、ことと決定しました。
議長	次に、日程５、議案第５号、農地法第５条買受適格者証明（知事）を議題といたします。申請番号１番、２番について事務局より説明を求めます。
事務局	議案書の１１頁をご覧ください。議案第５号、農地法第５条買受適格者証明（知事）について証明願が２件あったので審議を求めます。対象農地はさいたま地方裁判所越谷支部の競売予定地です。買受適格者証明を受けた方のみが入札に参加でき、落札した場合は農地法第５条の許可申請が必要になります。このため、本案件につきましては、適格者証明の事業計画者が農地法第５条の許可条件を満たしているか審査するものです。 はじめに、申請番号１番、詳細は議案書のとおり。申請法人は一般土木工事及び建築の設計施工監理を営んでおり、転用計画は倉庫の設置です。同時に競売事件の対象となっている隣接の非農地３７６．８６㎡と合わせて倉庫を設置する計画です。案内図は４１頁、詳細図は４２頁となります。現地は

	スクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金と法人代表個人からの融資で、金融機関発行の残高証明書と融資者の融資証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画は土地改良区及び市担当課と相談済です。申請書は整い、農地区分は申請地周辺は集団的農地が１０ヘクタール未満であり、第２種農地と考えます。 次に、申請番号２番、詳細は議案書のとおり。申請法人は建設業を営んでおり、転用計画は資材置き場の設置です。同時に競売事件の対象となっている隣接の非農地３７６．８６㎡と合わせて資材置き場を設置し、重機１２台及び洗浄設備、整備設備を整える計画です。案内図は４３頁、詳細図は４４頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画は土地改良区及び市担当課と相談が済んでおりません。申請書は整い、農地区分は申請地周辺は集団的農地が１０ヘクタール未満であり、第２種農地と考えます。
議長	次に、議席番号２番飯島優子委員より申請番号１番、２番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号２番飯島優子です。申請番号１番、２番について一括して事前審査の報告をいたします。申請地の現地調査を実施したところ、問題はありませんでした。申請についても問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。以上のことから、事前審査委員４人の合議により証明相当とする、ことと決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 （質問、意見なし）
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号１番、２番を事前審査委員の報告のとおり証明相当とすることに、賛成の委員の起立を求めます。 （全員起立）
議長	起立全員です。よって、議案第５号、農地法第５条買受適格者証明（知事）

	申請番号１番、２番を事前審査委員の報告のとおり証明相当とする、と意見を付して県知事に送付いたします。
議長	次に、日程６、議案第６号「租税特別措置法適格者証明」を議題といたします。申請番号１５番から１７番について事務局より説明を求めます。
事務局	議案書１２頁をご覧ください。議案第６号「租税特別措置法適格者証明」について申請が３件ありましたので審議を求めます。租税特別措置法適格者証明は、申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明するもので、農地等に係る相続税の納税猶予の適用を受けるために必要な書類です。新規に適用を受ける場合又は３年毎に引き続き適用を受ける場合に必要となり、申請人が農業経営を行い対象農地が適正に利用されていることを証明するものです。 はじめに、申請番号１５番。詳細は議案書のとおり。案内図は４５頁及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請者が経営主で年間従事日数は２００日です。 次に、申請番号１６番。詳細は議案書のとおり。案内図は４６頁及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請者が経営主で年間従事日数は２００日です。 次に、議案書１３頁、申請番号１７番。詳細は議案書のとおり。案内図は４７頁及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請者が経営主で年間従事日数は２５０日です。
議長	次に、申請番号１５番、１６番について担当地区の横川浩之推進委員より意見を求めます。
推進委員	区域３推進委員の横川浩之です。申請番号１５番、１６番について一括で報告いたします。令和６年１１月１１日に水口農業委員、岡田農業委員、石井推進委員及び私の合計４名で申請地の現地調査を実施したところ、全ての農地で農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、として報告いたします。

議長	次に、申請番号１７番について、担当地区の野村三男推進委員より意見を求めます。
推進委員	区域１推進委員の野村です。申請番号１７番について報告いたします。令和６年１１月１０日に新井農業委員、中山農業委員、森本農業委員、野村推進委員、事務局職員１名及び私の合計６名で申請地の現地調査を実施したところ、全ての農地は野菜などが作付けられ、農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、として報告いたします。
議長	次に、議席番号２番飯島優子委員より申請番号１５番から１７番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号２番飯島優子です。申請番号１５番から１７番について一括して事前審査の報告をいたします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ問題はなく、農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから事前審査委員４人の合議により証明する、とすることと決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 （質問、意見なし）
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号１５番から１７番を事前審査委員の報告のとおり証明することに、賛成の委員の起立を求めます。 （全員起立）
議長	起立全員です。よって、議案第６号「租税特別措置法適格者証明」申請番号１５番から１７番を事前審査委員の報告のとおり証明する、ことと決定しました。
議長	次に、日程７、議案第７号「春日部市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書１４頁をご覧ください。議案第７号「春日部市農用地利用集積計画の決定について」、これは農地中間管理権の設定に伴う春日部市農用地利用

	集積計画の決定です。春日部市長から農業経営基盤強化促進法における改正附則第５条第１項に規定する農用地利用集積計画に関する経過措置に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、決定を求められたので、審議を求めるものです。１０月２５日に農業委員に説明し、１１月８日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。このようなことから、議案書１５頁のとおり春日部市長あて回答してよいか、ご審議お願いいたします。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 （質問、意見なし）
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第７号「春日部市農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。 （全員起立）
議長	起立全員です。よって、議案第７号「春日部市農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり決定し、春日部市長に送付いたします。
議長	次に、日程８、議案第８号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書１９頁をご覧ください。議案第８号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」ご説明いたします。春日部市長より農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定により、農用地利用集積等促進計画の案について意見を求められたので、審議を求めるものです。１０月２５日に農業委員に説明し、１１月８日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。以上のことから問題はないと考えております。よって、議案書２０頁のとおり春日部市長あて回答してよいか、ご審議お願いいたします。
議長	本案のうち、計画番号１番から７番については、農業委員会会議規則第１０条の規定により議事参与の制限に該当いたしますので、計画番号８番から１０番と別々に審議いたします。 はじめに、計画番号１番から７番の審議を行いますので、該当する委員に一時退室を求めます。議席番号１３番池上茂委員は退室をお願いいたします。この際、暫時休憩いたします。

	（休憩）（池上委員　退室）
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
	（質問、意見なし）
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。計画番号１番から７番を原案のとおり決定することについて、賛成の委員の起立を求めます。
	（全員起立）
議長	起立全員です。よって、議案第８号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」計画番号１番から７番については原案のとおり決定する、ことに決しました。 この際、暫時休憩といたします。それでは委員の入室をお願いします。
	（休憩）（池上委員　入室）
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。次に、計画番号８番から１０番の審議を行います。これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
	（質問、意見なし）
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第８号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」計画番号８番から１０番を原案のとおり決定することについて、賛成の委員の起立を求めます。
	（全員起立）
議長	起立全員です。よって、議案第８号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」計画番号８番から１０番を原案のとおり決定する、ことに決しました。この結果は春日部市長に送付いたします。
議長	次に、日程９、議案第９号「春日部市農業委員会聴聞規則の一部改正について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局	議案書２３頁をご覧ください。議案第９号「春日部市聴聞規則の一部改正について」提案理由及びその主な内容についてご説明いたします。はじめに、提案理由でございますが、本規則で引用している春日部市聴聞規則が全部改正され、令和６年１１月１日より春日部市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則として施行されたことから、引用の表記を直すため、規則の一部を改正したく提案するものでございます。 次に、議案書２４ページをご覧ください。規則の改正内容について説明申し上げます。次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改めるものでございます。附則につきましては、令和６年１２月１日から施行するものです。また、この規則の施行の日前に改正前の春日部市農業委員会聴聞規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなすとする経過措置を設けるものでございます。以上、ご審議よろしくお願いいたします。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 （質問、意見なし）
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第９号「春日部市農業委員会聴聞規則の一部改正について」原案のとおり改正することに賛成の委員の起立を求めます。 （全員起立）
議長	起立全員です。よって、議案第９号「春日部市農業委員会聴聞規則の一部改正について」原案のとおり改正することに決しました。
議長	次に 日程１０　報告第１号　農地法第３条の３（相続等による権利移動） 日程１１　報告第２号　農地法第４条（届出） 日程１２　報告第３号　農地法第４条適用除外 日程１３　報告第４号　農地法第５条（届出） 日程１４　報告第５号　農地法第１８条（通知） 日程１５　報告第６号　違反転用事案報告 につきましては、議案書の２５頁から４０頁にお示しのとおりです。
議長	次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。

議長	次に、その他でございますが、何かありますか。
議長	次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。
議長	本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。
議長	以上をもちまして、２０２４年第１１回総会を閉会いたします。 閉会（午前１１時４１分）

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和６年１１月　　日

署名者の職・氏名

議　　長　会　長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

農業委員　２番＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

農業委員　３番＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

農業委員　４番＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿